

既存物件一覧表

- ・撤去・移設にあたっては、移設先、形態等について事前に本市並びに各所有者及び関係機関等と協議が必要です。
- ・以下の一覧表は実際と異なる場合があります。

平成30年4月現在

番号	施設名	所有者	規格	撤去・移設可否	数量	単位
1	汚水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可		m
2	雨水排水管(5cm以上)	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	123	m
3	人孔・防護コック	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	2	m ²
4-1~4	管路(5cm以上)	関西電力(株)神戸電力部		協議による	25	m
5	管路(5cm以上)	関西電力(株)神戸電力部(旧兵庫)		協議による	6	m
6	管路(5cm以上)	西日本電信電話(株)		撤去可	35	m
7	人孔・防護コック	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	53	m ²
8	管路(5cm以上)	西日本電信電話(株)		協議による	3	m
9	ガス管(5cm以上)	大阪ガス(株)兵庫事業部	φ 1.05 φ 0.609	撤去不可・移設可	584	m
10	雨水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	113	m
11	汚水管	神戸市みなと総局	φ 150	撤去不可・移設可	115	m
12	雨水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	115	m
13	雨水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	128	m
14	雨水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	121	m
15	電送管	神戸市水道局		撤去・移設不可	46	m
16	管路(5cm以上)	西日本電信電話(株)		撤去不可・移設可	574	m
17	人孔・防護コック	西日本電信電話(株)		撤去不可・移設可	4	m ²
18	本柱	西日本電信電話(株)		撤去不可・移設可	1	本
19-1~3	ガス管(5cm以上)	大阪ガス(株)兵庫事業部	φ 1.05, φ 0.609 φ 0.169, φ 0.165	撤去不可・移設可	322	m
20-1~13	本柱	関西電力(株)神戸電力部(旧兵庫)		撤去不可・移設可	13	本
20-1~11	支線	関西電力(株)神戸電力部(旧兵庫)		撤去不可・移設可	11	本
20-12,13	支線柱	関西電力(株)神戸電力部(旧兵庫)		撤去不可・移設可	2	本
21	汚水管	神戸市建設局下水道河川部		—		m
22	汚水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可		m
23	汚水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可		m
24	雨水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可		m
25	雨水管	神戸市建設局下水道河川部		撤去不可・移設可	2	m

番号	施設名	所有者	規格	撤去・移設可否	数量	単位
A	測量の基準点	建設局道路部管理課		撤去・移設不可	1	基
B	旧和田岬灯台			撤去・移設不可	1	基
C	案内・掲示板	神戸市教育長(文化財課)		撤去不可・移設可	1	m ²
D	シーパル須磨(バーベキュー区域)	神戸市産業振興局長		—	450	m ²
E	標識(3m ² 以内)	神戸市須磨区長(まち推)		撤去不可・移設可	1	基
F-1,2	広域避難場所標識	神戸市危機管理室		撤去不可・移設可	1	m ²
G-1~6	自動販売機	(公財)神戸市公園緑化協会		撤去可	13	m ²
H	防災無線局	神戸市危機管理室		撤去不可・移設可	1	m ²
I	標識(3m ² 以内)	山陽電気鉄道(株)		撤去可	1	基
J	慰霊碑・記念碑	南須磨西地区自治連合会		撤去不可・移設可	9	m ²
K	詰所	神戸市交通事業管理者(施設管理課)		撤去不可・移設可	40	m ²
L	その他施設	神戸市交通事業管理者(施設管理課)		撤去不可・移設可	1,149	m ²
M-1~3	案内看板	神戸市みなと総局		撤去不可・移設可	3	基
N	交番	兵庫県須磨警察署		撤去不可・移設可	30	m ²
O	案内・掲示板	神戸市みなと総局		撤去不可・移設可	1	m ²
P	防災無線局	神戸市危機管理室		撤去不可・移設可	2	m ²
Q	ヨットハーバー	神戸市みなと総局		—	15,191	m ²
R	道路	神戸市みなと総局		—	2,230	m ²
S	マスト型時計塔	寄贈品		撤去可	1	基
T	徳之島ソテツ	寄贈品		撤去不可・移設可	1	基
U	波型ベンチ	寄贈品		撤去可	17	基
V	神戸牛の原型	寄贈品		撤去不可・移設可	1	基
W	トイレ	神戸市建設局		撤去・移設不可	1	基
	駐車場(設置)	(財)神戸市公園緑化協会		—		